

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

 : 令和6年6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護 (1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)	-1/100	-1/100	併帯時間が20分から起算して25分を増すごとに+82単位(195単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算				
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)													+200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等支援研修施設等による場合 ×30/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修等により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×88/100
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)																
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)																
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																
チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×245/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×224/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数×182/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数×145/1000) (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×221/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×208/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×200/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×187/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×184/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×169/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×165/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×158/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×142/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×139/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×121/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×118/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×100/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×76/1000)	注 所定単位数は、以下に示す通り算定した単位数の合計															

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」と「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定単位の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。  
※ 業務経統計面未定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日までの算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)  
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)  
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100  
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

項目	単	単	単	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職員の 場合	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合	訪問看護 士による 訪問看護 の場合	看護職員の 場合	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合	訪問看護 士による 訪問看護 の場合	1時間30分 以上の訪問看護 を行う場合	緊急時5名 の者の 場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上のサービス を行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における心身 障害者加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合	特別管理加算	特別管理加算	ターミナルケア 加算	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合	在宅療養支援 看護士による 訪問看護 の場合
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護職又は 看護士による訪問看護を行う場合算定可能	×90/100																	
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護職又は 看護士による訪問看護を行う場合算定可能	×90/100																	
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,280単位)																			
ニ 初期加算																			
ホ 遠隔地共同指導加算																			
ヘ 看護・介護職員連携強化加算																			
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)																			
チ サービス提供体制 強化加算																			

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における心身障害者加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定物の単位数を算入  
※ 1月以内の2回以上の緊急時対応型については、緊急時看護、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。  
※ 在宅療養支援看護士による訪問看護を行う場合は、1日につき1,100単位を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×50/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	認知症初期発見時のリハビリテーション加算 1日につき +200単位 認知症初期発見時のリハビリテーション加算(Ⅱ) 1月につき +200単位	白濁治療加算 1回につき +50単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 病院器具回収加算		3600単位を加算										
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
「特別地域訪問リハビリテーション加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入												
※ 療養施設に入室する場合は、当該施設に入室した日の算定対象												

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医療総合管理料 又は特定施設入居者等 ケア管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (317単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (437単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (441単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(1) 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (308単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (317単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (308単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (317単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)	+100単位	+250単位	+150単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (46単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (445単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (497単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (328単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (407単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (352単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (326単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (325単位)	+15/100	+10/100	+5/100

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や経過不全で治療方針転換する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ について、社会的なケア管理を行っている施設が、当該利用者の身体増進(Ⅰ)より特別に個別の栄養管理を行う必要がある等の特別の処置を行った場合は、当該指定期間の30日間(同一)を超えて、5回に2回を限度として算定できる。  
 ※ について、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

基本部分	利用者の利用状況が異なる場合	看護・介護職員の人件費が異なる場合	高齢者虐待防止措置費未定減算	業務継続計画未定減算	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算(Ⅰ)	生活機能向上支援加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進費加算	事業所と同一建物に利用する者に通所介護を行う場合	事業所が遠征を行わない場合	
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1割 (370 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×95/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 (3月1回を限度)	※ただし、個別機能別加算を決定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +50単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1日につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1日につき +200単位 (月2回を限度)	1日につき +150単位 (6月に1回を限度)	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)	1日につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき +160単位 (月2回を限度)	1日につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位		
		第2割 (423 単位)																														
		第3割 (479 単位)																														
		第4割 (533 単位)																														
		第5割 (588 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1割 (388 単位)																														
		第2割 (444 単位)																														
		第3割 (502 単位)																														
		第4割 (560 単位)																														
		第5割 (617 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1割 (570 単位)																														
		第2割 (673 単位)																														
		第3割 (777 単位)																														
		第4割 (880 単位)																														
		第5割 (984 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1割 (554 単位)																															
	第2割 (659 単位)																															
	第3割 (766 単位)																															
	第4割 (871 単位)																															
	第5割 (977 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1割 (658 単位)																															
	第2割 (777 単位)																															
	第3割 (900 単位)																															
	第4割 (1,023 単位)																															
	第5割 (1,148 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	第1割 (669 単位)																															
	第2割 (791 単位)																															
	第3割 (915 単位)																															
	第4割 (1,041 単位)																															
	第5割 (1,168 単位)																															
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1割 (359 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×95/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 (3月1回を限度)	※ただし、個別機能別加算を決定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +50単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1日につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1日につき +200単位 (月2回を限度)	1日につき +150単位 (6月に1回を限度)	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)	1日につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき +160単位 (月2回を限度)	1日につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位		
		第2割 (409 単位)																														
		第3割 (462 単位)																														
		第4割 (513 単位)																														
		第5割 (568 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1割 (376 単位)																														
		第2割 (430 単位)																														
		第3割 (485 単位)																														
		第4割 (541 単位)																														
		第5割 (597 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1割 (544 単位)																														
		第2割 (643 単位)																														
		第3割 (743 単位)																														
		第4割 (840 単位)																														
		第5割 (940 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1割 (667 単位)																															
	第2割 (770 単位)																															
	第3割 (871 単位)																															
	第4割 (974 単位)																															
	第5割 (1,079 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1割 (629 単位)																															
	第2割 (744 単位)																															
	第3割 (861 単位)																															
	第4割 (980 単位)																															
	第5割 (1,097 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	第1割 (647 単位)																															
	第2割 (765 単位)																															
	第3割 (885 単位)																															
	第4割 (1,007 単位)																															
	第5割 (1,127 単位)																															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1割 (345 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×95/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 (3月1回を限度)	※ただし、個別機能別加算を決定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +50単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1日につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1日につき +200単位 (月2回を限度)	1日につき +150単位 (6月に1回を限度)	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)	1日につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき +160単位 (月2回を限度)	1日につき +40単位	1日につき +94単位	1日につき +47単位		
		第2割 (395 単位)																														
		第3割 (446 単位)																														
		第4割 (495 単位)																														
		第5割 (549 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	第1割 (362 単位)																														
		第2割 (414 単位)																														
		第3割 (468 単位)																														
		第4割 (521 単位)																														
		第5割 (575 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	第1割 (525 単位)																														
		第2割 (620 単位)																														
		第3割 (715 単位)																														
		第4割 (812 単位)																														
		第5割 (907 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	第1割 (543 単位)																															
	第2割 (641 単位)																															
	第3割 (740 単位)																															
	第4割 (839 単位)																															
	第5割 (939 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	第1割 (607 単位)																															
	第2割 (716 単位)																															
	第3割 (830 単位)																															
	第4割 (946 単位)																															
	第5割 (1,059 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	第1割 (623 単位)																															
	第2割 (737 単位)																															
	第3割 (852 単位)																															
	第4割 (970 単位)																															
	第5割 (1,086 単位)																															

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位
	4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	5) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	6) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位
	7) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	8) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	9) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位
	10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	11) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	12) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位
	13) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	14) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	15) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位
	16) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	1月につき 22 単位	1,100 単位
	17) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	1月につき 18 単位	900 単位
	18) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	1月につき 6 単位	300 単位

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の項目  
 ※ 区分は介護認定する場合は、支給限度額管理の対象となる。イの単位数を算入  
 ※ 業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和3年4月1日までの期間適用  
 ※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)については、令和3年5月31日まで適用期間あり



基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		利用者の数 が約定値 を超える場 合	医師、理学 療法士、作業 療法士、言語 療法士、看護師、 介護職員が 不在の場合 は加算しない 場合	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料	経過観察 等による 経過観察 料							
介護又は診療 の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	257 (35%)																																					
		257 (35%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
介護老人保健 施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	257 (35%)																																					
		257 (35%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
介護医療院 の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	257 (35%)																																					
		257 (35%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					
		415 (58%)																																					











ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状状態対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位) 要介護2 ( 756 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 722 単位) 要介護2 ( 769 単位) 要介護3 ( 839 単位) 要介護4 ( 893 単位) 要介護5 ( 946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 723 単位) 要介護2 ( 775 単位) 要介護3 ( 827 単位) 要介護4 ( 879 単位) 要介護5 ( 932 単位)										
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)										
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 847 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 954 単位) 要介護4 ( 1,006 単位) 要介護5 ( 1,059 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 941 単位) 要介護4 ( 992 単位) 要介護5 ( 1,045 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 624 単位) 要介護2 ( 670 単位) 要介護3 ( 715 単位) 要介護4 ( 762 単位) 要介護5 ( 807 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 734 単位) 要介護2 ( 779 単位) 要介護3 ( 825 単位) 要介護4 ( 871 単位) 要介護5 ( 917 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 887 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 988 単位) 要介護4 ( 1,039 単位) 要介護5 ( 1,090 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)											
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 684 単位) (二) 4時間以上5時間未満 ( 948 単位) (三) 6時間以上5時間未満 ( 1,316 単位)											
	(4) 口腔嚥下強化加算 (1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)													
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)													
(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)													
(二) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1日につき + 定率単位 × 61 / 1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1日につき + 定率単位 × 47 / 1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1日につき + 定率単位 × 36 / 1000) (五) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1日につき + 定率単位 × 29 / 1000) a. 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき + 定率単位 × 46 / 1000) b. 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき + 定率単位 × 44 / 1000) c. 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき + 定率単位 × 42 / 1000) d. 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき + 定率単位 × 40 / 1000) e. 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1日につき + 定率単位 × 39 / 1000) f. 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1日につき + 定率単位 × 35 / 1000) g. 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1日につき + 定率単位 × 35 / 1000) h. 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1日につき + 定率単位 × 31 / 1000) i. 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1日につき + 定率単位 × 31 / 1000) j. 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1日につき + 定率単位 × 30 / 1000) k. 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1日につき + 定率単位 × 24 / 1000) l. 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1日につき + 定率単位 × 26 / 1000) m. 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1日につき + 定率単位 × 20 / 1000) n. 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1日につき + 定率単位 × 15 / 1000)	※ 定率単位は、(1)から(9)までの計算上の単位数の合計												
(10) 介護職員等処遇改善加算 (一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき + 定率単位 × 35 / 1000) (二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき + 定率単位 × 35 / 1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき + 定率単位 × 31 / 1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき + 定率単位 × 31 / 1000) (五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1日につき + 定率単位 × 30 / 1000) (六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1日につき + 定率単位 × 24 / 1000) (七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1日につき + 定率単位 × 26 / 1000) (八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1日につき + 定率単位 × 20 / 1000) (九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1日につき + 定率単位 × 15 / 1000)													

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びその防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本単位		1日当りの費用	1週間当りの費用	1か月当りの費用	1年当りの費用	1日当りの費用	1週間当りの費用	1か月当りの費用	1年当りの費用	1日当りの費用	1週間当りの費用	1か月当りの費用	1年当りの費用
13) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	1) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	779 円/日	5,453 円/週	19,581 円/月	234,972 円/年							
		標準(1)	1,187 円/日	8,509 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(2)	1,395 円/日	10,065 円/週	34,581 円/月	414,972 円/年							
		標準(3)	1,503 円/日	10,721 円/週	37,581 円/月	450,972 円/年							
	2) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	689 円/日	4,923 円/週	16,981 円/月	203,772 円/年							
		標準(1)	1,097 円/日	7,681 円/週	26,981 円/月	323,772 円/年							
		標準(2)	1,305 円/日	9,237 円/週	31,981 円/月	383,772 円/年							
		標準(3)	1,413 円/日	10,093 円/週	34,981 円/月	419,772 円/年							
	3) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	599 円/日	4,203 円/週	14,581 円/月	174,972 円/年							
		標準(1)	1,007 円/日	7,059 円/週	24,581 円/月	294,972 円/年							
		標準(2)	1,215 円/日	8,615 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(3)	1,323 円/日	9,471 円/週	32,581 円/月	390,972 円/年							
14) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	1) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	779 円/日	5,453 円/週	19,581 円/月	234,972 円/年							
		標準(1)	1,187 円/日	8,509 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(2)	1,395 円/日	10,065 円/週	34,581 円/月	414,972 円/年							
		標準(3)	1,503 円/日	10,721 円/週	37,581 円/月	450,972 円/年							
	2) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	689 円/日	4,923 円/週	16,981 円/月	203,772 円/年							
		標準(1)	1,097 円/日	7,681 円/週	26,981 円/月	323,772 円/年							
		標準(2)	1,305 円/日	9,237 円/週	31,981 円/月	383,772 円/年							
		標準(3)	1,413 円/日	10,093 円/週	34,981 円/月	419,772 円/年							
	3) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	599 円/日	4,203 円/週	14,581 円/月	174,972 円/年							
		標準(1)	1,007 円/日	7,059 円/週	24,581 円/月	294,972 円/年							
		標準(2)	1,215 円/日	8,615 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(3)	1,323 円/日	9,471 円/週	32,581 円/月	390,972 円/年							
15) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	1) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	779 円/日	5,453 円/週	19,581 円/月	234,972 円/年							
		標準(1)	1,187 円/日	8,509 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(2)	1,395 円/日	10,065 円/週	34,581 円/月	414,972 円/年							
		標準(3)	1,503 円/日	10,721 円/週	37,581 円/月	450,972 円/年							
	2) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	689 円/日	4,923 円/週	16,981 円/月	203,772 円/年							
		標準(1)	1,097 円/日	7,681 円/週	26,981 円/月	323,772 円/年							
		標準(2)	1,305 円/日	9,237 円/週	31,981 円/月	383,772 円/年							
		標準(3)	1,413 円/日	10,093 円/週	34,981 円/月	419,772 円/年							
	3) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	599 円/日	4,203 円/週	14,581 円/月	174,972 円/年							
		標準(1)	1,007 円/日	7,059 円/週	24,581 円/月	294,972 円/年							
		標準(2)	1,215 円/日	8,615 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(3)	1,323 円/日	9,471 円/週	32,581 円/月	390,972 円/年							
16) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	1) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	779 円/日	5,453 円/週	19,581 円/月	234,972 円/年							
		標準(1)	1,187 円/日	8,509 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(2)	1,395 円/日	10,065 円/週	34,581 円/月	414,972 円/年							
		標準(3)	1,503 円/日	10,721 円/週	37,581 円/月	450,972 円/年							
	2) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	689 円/日	4,923 円/週	16,981 円/月	203,772 円/年							
		標準(1)	1,097 円/日	7,681 円/週	26,981 円/月	323,772 円/年							
		標準(2)	1,305 円/日	9,237 円/週	31,981 円/月	383,772 円/年							
		標準(3)	1,413 円/日	10,093 円/週	34,981 円/月	419,772 円/年							
	3) 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)	標準	599 円/日	4,203 円/週	14,581 円/月	174,972 円/年							
		標準(1)	1,007 円/日	7,059 円/週	24,581 円/月	294,972 円/年							
		標準(2)	1,215 円/日	8,615 円/週	29,581 円/月	354,972 円/年							
		標準(3)	1,323 円/日	9,471 円/週	32,581 円/月	390,972 円/年							

※ 施設長が介護職員を派遣する場合は、派遣職員毎に介護職員単位数を超過しないこと。  
 ※ 24時間介護療養型老人保健施設(24時間)の介護職員単位数は、24時間介護療養型老人保健施設(24時間)の介護職員単位数の1/2以下を超過しないこと。  
 ※ 施設長が介護職員を派遣する場合は、派遣職員毎に介護職員単位数を超過しないこと。  
 ※ 施設長が介護職員を派遣する場合は、派遣職員毎に介護職員単位数を超過しないこと。



Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用 者20人以上に居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 ( 544単位 )								
			要介護3-4-5 ( 704単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 ( 326単位 )								
			要介護3-4-5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )								
			要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 ( 527単位 )								
			要介護3-4-5 ( 683単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 ( 316単位 )								
			要介護3-4-5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。





2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
			活動を行う職員が勤務する施設にいない場合	入所者が入所生活を始める場合	医師、管理員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語療法士、介護福祉士、介護士等による介護計画の作成を含む	高齢のユニコーンマイスターユニットが配置されていない場合	身体と健康増進を実施する	安全管理体制を整備する	高齢者虐待防止措置を実施する	業務連絡を実施する	就業管理の基準を定めた場合	活動員追加加算	短期集中ケアプログラムの実施加算(1)	短期集中ケアプログラムの実施加算(2)	短期集中ケアプログラムの実施加算(3)	認知症ケア加算	夜間集中ケア加算	在宅療養支援施設加算(1)	在宅療養支援施設加算(2)					
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (717 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-	-10/100	1日につき -5 単位	-1/100	-3/100	1日につき -14 単位	1日につき +24 単位	1日につき +255 単位	1日につき +200 単位	1日につき +200 単位 (週5日を 減夜)	1日につき +120 単位 (週3日を 減夜)	1日につき +70 単位	1日につき +51 単位	1日につき +51 単位					
		要介護2 (763 単位)																						
		要介護3 (828 単位)																						
		要介護4 (883 単位)																						
	(2) 介護保健施設サービス費(2) <従来型個室>【在宅型個室】	要介護1 (786 単位)																						
		要介護2 (863 単位)																						
		要介護3 (928 単位)																						
		要介護4 (983 単位)																						
	(3) 介護保健施設サービス費(3) <多床室>【基本型】	要介護1 (792 単位)																						
		要介護2 (843 単位)																						
		要介護3 (908 単位)																						
		要介護4 (961 単位)																						
	(4) 介護保健施設サービス費(4) <多床室>【在宅型個室】	要介護1 (871 単位)																						
		要介護2 (947 単位)																						
		要介護3 (1,014 単位)																						
		要介護4 (1,072 単位)																						
(2) 介護保健施設サービス費(2) <専業主任者 看護職員配置>	(一) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (758 単位)																						
	要介護2 (843 単位)																							
	要介護3 (960 単位)																							
	要介護4 (1,041 単位)																							
	要介護5 (1,117 単位)																							
(二) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>【療養型】	要介護1 (859 単位)																							
要介護2 (924 単位)																								
要介護3 (1,044 単位)																								
要介護4 (1,121 単位)																								
要介護5 (1,197 単位)																								
(3) 介護保健施設サービス費(3) <専業主任者 看護アソール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (758 単位)																						
	要介護2 (837 単位)																							
	要介護3 (933 単位)																							
	要介護4 (1,019 単位)																							
	要介護5 (1,099 単位)																							
(二) 介護保健施設サービス費(3) <多床室>【療養型】	要介護1 (829 単位)																							
要介護2 (918 単位)																								
要介護3 (1,016 単位)																								
要介護4 (1,092 単位)																								
要介護5 (1,170 単位)																								
(4) 介護保健施設サービス費(4) <特別介護保健施設 サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (703 単位)																						
	要介護2 (748 単位)																							
	要介護3 (812 単位)																							
	要介護4 (865 単位)																							
	要介護5 (913 単位)																							
(二) 介護保健施設サービス費(4) <多床室>	要介護1 (777 単位)																							
要介護2 (826 単位)																								
要介護3 (899 単位)																								
要介護4 (941 単位)																								
要介護5 (991 単位)																								
ロ ユニコーン型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニコーン型 介護保健施設 サービス費(1)	(一) ユニコーン型介護保健施設サービス費(1) <ユニコーン個室型>【基本型】	×97/100	×70/100	×70/100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		要介護1 ( 802 単位)																						
		要介護2 ( 848 単位)																						
		要介護3 ( 913 単位)																						
	要介護4 ( 968 単位)																							
	要介護5 ( 1,018 単位)																							
	(二) ユニコーン型介護保健施設サービス費(2) <ユニコーン個室型>【在宅型個室】	要介護1 ( 876 単位)																						
	要介護2 ( 952 単位)																							
	要介護3 ( 1,018 単位)																							
	要介護4 ( 1,077 単位)																							
	要介護5 ( 1,130 単位)																							
	(三) 経過的ユニコーン型介護保健施設サービス費(1) <ユニコーン個室型の多床室>【基本型】	要介護1 ( 802 単位)																						
	要介護2 ( 848 単位)																							
	要介護3 ( 913 単位)																							
	要介護4 ( 968 単位)																							
	要介護5 ( 1,018 単位)																							
(四) 経過的ユニコーン型介護保健施設サービス費(2) <ユニコーン個室型の多床室>【在宅型個室】	要介護1 ( 876 単位)																							
要介護2 ( 952 単位)																								
要介護3 ( 1,018 単位)																								
要介護4 ( 1,077 単位)																								
要介護5 ( 1,130 単位)																								
(2) ユニコーン型 介護保健施設 サービス費(2) <専業主任者 看護職員配置>	(一) ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型>【療養型】	要介護1 ( 928 単位)																						
	要介護2 ( 1,014 単位)																							
	要介護3 ( 1,130 単位)																							
	要介護4 ( 1,209 単位)																							
	要介護5 ( 1,287 単位)																							
(二) 経過的ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型の多床室>【療養型】	要介護1 ( 928 単位)																							
要介護2 ( 1,014 単位)																								
要介護3 ( 1,130 単位)																								
要介護4 ( 1,209 単位)																								
要介護5 ( 1,287 単位)																								
(3) ユニコーン型 介護保健施設 サービス費(3) <専業主任者 看護アソール体制>	(一) ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型>【療養型】	要介護1 ( 928 単位)																						
	要介護2 ( 1,007 単位)																							
	要介護3 ( 1,104 単位)																							
	要介護4 ( 1,181 単位)																							
	要介護5 ( 1,259 単位)																							
(二) 経過的ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型の多床室>【療養型】	要介護1 ( 1,007 単位)																							
要介護2 ( 1,074 単位)																								
要介護3 ( 1,181 単位)																								
要介護4 ( 1,181 単位)																								
要介護5 ( 1,259 単位)																								
(4) ユニコーン型 介護保健施設 サービス費(4) <ユニコーン特設介護 保健施設サービス費 >	(一) ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型>	要介護1 ( 784 単位)																						
	要介護2 ( 832 単位)																							
	要介護3 ( 894 単位)																							
	要介護4 ( 948 単位)																							
	要介護5 ( 997 単位)																							
(二) 経過的ユニコーン型介護保健施設サービス費 <ユニコーン個室型の多床室>	要介護1 ( 784 単位)																							
要介護2 ( 832 単位)																								
要介護3 ( 894 単位)																								
要介護4 ( 948 単位)																								
要介護5 ( 997 単位)																								
注 入院時費用	入所者に対して常態における外泊を認めない場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき282単位を算定																							
注 入院時費用(在宅サービスを利用する場合)	入所者に対して常態における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定																							
夜間ケア加算	(1) 死亡日以前1日以上45日以下	療養型看護以外の場合		(1日につき	72単位を加算)																			
	(2) 死亡日以前4日以上の30日以下	療養型看護以外の場合		(1日につき	60単位を加算)																			
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型看護以外の場合		(1日につき	910単位を加算)																			
	(4) 死亡日	療養型看護以外の場合		(1日につき	1,900単位を加算)																			

注 特別優待			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時特等支援加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時特等支援加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として30単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特等支援加算 (400単位) (二) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (600単位) (三) 退所時特等支援加算(Ⅱ) (250単位) (四) 退所前支援加算(Ⅰ) (600単位) (五) 退所前支援加算(Ⅱ) (400単位) (1) 退所時等支援加算 (入所者1人につき1回を限度として30単位を加算)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 50単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受け口腔科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
コ カカワフク医療連携推進加算(※2)	(1) かかワフク医療連携推進加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) (2) かかワフク医療連携推進加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (3) かかワフク医療連携推進加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として40単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 特定療養費加算(※2)	(1) 特定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定) (2) 特定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき240単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ナ シンビテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
チ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ム 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護連携体制加算(※2)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 転倒・転落予防加算	(1月につき1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 100単位を加算) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 100単位を加算) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 100単位を加算) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 100単位を加算) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (19) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (20) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (21) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (22) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (23) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (24) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (25) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (26) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (27) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (28) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (29) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (30) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (31) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (32) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (33) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (34) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (35) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (36) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (37) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (38) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (39) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (40) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (41) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (42) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (43) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (44) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (45) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (46) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (47) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (48) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (49) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (50) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (51) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (52) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (53) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (54) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (55) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (56) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (57) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (58) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (59) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (60) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (61) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (62) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (63) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (64) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (65) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (66) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (67) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (68) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (69) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (70) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (71) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (72) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (73) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (74) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (75) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (76) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (77) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (78) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (79) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (80) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (81) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (82) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (83) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (84) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (85) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (86) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (87) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (88) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (89) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (90) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (91) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (92) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (93) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (94) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (95) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (96) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (97) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (98) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (99) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算) (100) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。  
 ※ イ(4)及ロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。  
 ※ 療養型施設等感染対策向上加算については、感染防止の徹底及び感染防止のための指針の整備及び実地に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

基本部分				注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	
基本部分				注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	
イ Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 721 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 832 単位)																
			要介護3 ( 1,070 単位)																
			要介護4 ( 1,172 単位)																
			要介護5 ( 1,263 単位)																
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 833 単位)																
			要介護2 ( 943 単位)																
			要介護3 ( 1,182 単位)																
			要介護4 ( 1,283 単位)																
要介護5 ( 1,375 単位)																			
(3) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 821 単位)																	
		要介護2 ( 820 単位)																	
		要介護3 ( 1,055 単位)																	
		要介護4 ( 1,155 単位)																	
		要介護5 ( 1,245 単位)																	
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 694 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 804 単位)																
			要介護3 ( 1,039 単位)																
			要介護4 ( 1,138 単位)																
			要介護5 ( 1,228 単位)																
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 805 単位)																
			要介護2 ( 914 単位)																
			要介護3 ( 1,149 単位)																
			要介護4 ( 1,248 単位)																
要介護5 ( 1,338 単位)																			
(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 675 単位)																	
		要介護2 ( 771 単位)																	
		要介護3 ( 981 単位)																	
		要介護4 ( 1,069 単位)																	
		要介護5 ( 1,149 単位)																	
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 786 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 883 単位)																
			要介護3 ( 1,092 単位)																
			要介護4 ( 1,181 単位)																
			要介護5 ( 1,261 単位)																
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 659 単位)																
			要介護2 ( 755 単位)																
			要介護3 ( 963 単位)																
			要介護4 ( 1,053 単位)																
要介護5 ( 1,133 単位)																			
(3) Ⅲ型特別介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 770 単位)																	
		要介護2 ( 867 単位)																	
		要介護3 ( 1,075 単位)																	
		要介護4 ( 1,165 単位)																	
		要介護5 ( 1,245 単位)																	
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 648 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 743 単位)																
			要介護3 ( 952 単位)																
			要介護4 ( 1,042 単位)																
			要介護5 ( 1,121 単位)																
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 759 単位)																
			要介護2 ( 855 単位)																
			要介護3 ( 1,064 単位)																
			要介護4 ( 1,154 単位)																
要介護5 ( 1,234 単位)																			
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 861 単位)	×97/100															
			要介護2 ( 783 単位)																
			要介護3 ( 988 単位)																
			要介護4 ( 1,081 単位)																
			要介護5 ( 1,168 単位)																
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 614 単位)																
			要介護2 ( 707 単位)																
			要介護3 ( 905 単位)																
			要介護4 ( 991 単位)																
要介護5 ( 1,066 単位)																			
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 721 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 814 単位)																
			要介護3 ( 1,012 単位)																
			要介護4 ( 1,096 単位)																
			要介護5 ( 1,172 単位)																
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 850 単位)																
			要介護2 ( 960 単位)																
			要介護3 ( 1,199 単位)																
			要介護4 ( 1,300 単位)																
要介護5 ( 1,392 単位)																			
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 850 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 960 単位)																
			要介護3 ( 1,199 単位)																
			要介護4 ( 1,300 単位)																
			要介護5 ( 1,392 単位)																
	(2) 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 840 単位)																
			要介護2 ( 948 単位)																
			要介護3 ( 1,184 単位)																
			要介護4 ( 1,283 単位)																
要介護5 ( 1,374 単位)																			
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 849 単位)	×97/100															
			要介護2 ( 951 単位)																
			要介護3 ( 1,173 単位)																
			要介護4 ( 1,267 単位)																
			要介護5 ( 1,353 単位)																
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 798 単位)																
			要介護2 ( 901 単位)																
			要介護3 ( 1,126 単位)																
			要介護4 ( 1,220 単位)																
要介護5 ( 1,304 単位)																			
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 901 単位)	×90/100															
			要介護2 ( 1,012 単位)																
			要介護3 ( 1,226 単位)																
			要介護4 ( 1,304 単位)																
			要介護5 ( 1,392 単位)																
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 798 単位)																
			要介護2 ( 901 単位)																
			要介護3 ( 1,126 単位)																
			要介護4 ( 1,220 単位)																
要介護5 ( 1,304 単位)																			
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位)																	
		要介護2 ( 904 単位)																	
		要介護3 ( 1,114 単位)																	
		要介護4 ( 1,205 単位)																	
		要介護5 ( 1,284 単位)																	

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的遠所サービス費	入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 給料受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき 430単位)	
チ 遠所待受費情報連携加算 (1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 再入所待受費連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ス 遠所待受費情報連携加算(※2)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 併せて介護支援専門員と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
セ 協力医療機関連携加算	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
テ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ト 経口排行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口維持加算(※2)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口経口排行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
キ 口腔衛生管理加算(※2)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合
ク 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)	
コ 特別診療費(※2)	
ク 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)
ヌ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)
ム 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 15単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)
モ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)	
ム 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)
モ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ム 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)
モ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)	
ム 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5)×100%</li> <li>(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4.7)×100%</li> <li>(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3.5)×100%</li> <li>(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2.9)×100%</li> <li>(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅰ)) (1月につき 所定単位数×4.6)×100%</li> <li>(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅱ)) (1月につき 所定単位数×4.4)×100%</li> <li>(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅲ)) (1月につき 所定単位数×4.2)×100%</li> <li>(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅳ)) (1月につき 所定単位数×4.0)×100%</li> <li>(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅴ)) (1月につき 所定単位数×3.9)×100%</li> <li>(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅵ)) (1月につき 所定単位数×3.5)×100%</li> <li>(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅶ)) (1月につき 所定単位数×3.5)×100%</li> <li>(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×3.1)×100%</li> <li>(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×3.1)×100%</li> <li>(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×3.5)×100%</li> <li>(十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×3.4)×100%</li> <li>(十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×2.8)×100%</li> <li>(十七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×2.0)×100%</li> <li>(十八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ)) (1月につき 所定単位数×1.5)×100%</li> </ul>	<p>※ 単位数は、イからケまでにより算出した単位数の合計</p>
--	-----------------------------------

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等着換加算を適用しない。  
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 業務継続計画未定算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ(Ⅷ))については、令和7年3月31日までは適用しない。